

告 示 第 6 号

平成28年3月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員に関する条例（平成19年条例第5号）第2条に基づき熊本県後期高齢者医療広域連合の定期監査を行ったので、地方自治法第199条第9項並びに熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員に関する条例第5条の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

熊本県後期高齢者医療広域連合
監査委員 北 川 正

熊本県後期高齢者医療広域連合
監査委員 元 松 茂 樹

記

平成27年度熊本県後期高齢者医療広域連合定期監査結果の公表（別紙のとおり）

(別 紙)

平成 27 年度熊本県後期高齢者医療広域連合定期監査結果の公表

1 監査の種別

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査）

2 監査の期日

平成 28 年 2 月 26 日（金）

3 監査の範囲

平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までに執行された財務に関する事務の執行及び広域連合の事務の執行状況

4 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び広域連合の事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料の検討及び関係諸帳簿との照合により内容を審査したほか、事務局長等から状況を聴取し実施した。

5 監査の結果

熊本県後期高齢者医療広域連合の歳入歳出予算の執行状況、契約の状況、財産の管理状況及びその他の事務処理状況について監査を行った結果、法令等に準拠し、目的に沿って適正に執行されているものと認められた。

また、事務局の組織体制や主要事務事業の状況等、経営に係る事業の管理状況について監査を行った結果、法令等に準拠し、目的に沿って適正に執行されているものと認められた。

広域連合に対し、特に措置を求めるべき事項は見受けられなかったが、今後とも引き続き適正な財政運営及び組織管理等の効率的な制度運営に努められたい。

以上